

回答書

第1号議案「三成町内会規約（案）」について（回答）

「今までのやり方を否定している」との意見であるが、否定しているのは組織としてのガバナンスの在り方であり、組織運営の在り方そのものである。その組織運営の在り方そのものが間違っている（いい加減である）という認識のもと規約を制定しようとしている。

また「いままでの組織でちゃんとやってきている」との意見であるが、確かに表面上問題は起こっていないように見える。しかしそれは現在の町内会活動が従前どおりのことしか行っていない、前例踏襲でやってきているから「ちゃんとしている」ように見えるだけである。だが昨今全国的に自治会への加入率の低下、地域活動の衰退が起こっている中、漫然と今まで通りのことしかやっていないと町内会の衰退が進むだけである。実際近年本町内会でも退会者が徐々に増えてきており（外からの人口流入により会員の絶対数は増えているが）、また隣の町内会では一時集団での退会の動きがあったほどである。従って町内会存続のためには町内会活動を活性化させるようドラスティックに変えていかなければならないと認識している。そのために町内会組織の運営の基盤である規約およびその細則を決めておくことが重要であり、まずその第一歩であると認識する。

「これまでのやり方との整合性はどうなのか」との意見は、新しく定める役員が今までの役員とどう関連するのかとの意見であると受け止めた。それについては次のとおりである。

現行では「役員」とは何を指すのかが曖昧である（「役員会」の定義がない）。「合同役員会」なるものが存在するが、その構成員のうち、民生委員、環境指導員、保健推進員、などは外部団体（例えば国、尾道市や公衆衛生協議会等）が本人に委嘱したものであって町内会が選任したものといえるのか曖昧である。それを町内会が総会の承認を得て選任するという形に変える。その構成は次の通りであるが、正式には細則で明文化する。

専門委員

- ① 保健推進委員（2名）……保健推進員（尾道市長より委嘱）より1名＋他1名

※他1名は尾道市長委嘱の保健推進員であることは妨げない。

2名のうちどちらかは規約第15条に掲げる保健推進部の部長とする。

- ② 環境衛生委員（2名）……環境指導員（尾道市長より委嘱）より1名＋他1名

※他1名は尾道市長委嘱の環境指導員であることは妨げない。

2名のうちどちらかは規約第15条に掲げる環境衛生部の部長とする。

- ③ 厚生委員（2名）……民生委員（厚生労働大臣より委嘱）＋他1名

※他1名は外部委嘱の民生主任児童委員、青少年指導委員であることは妨げない。

2名のうちどちらかは規約第15条に掲げる厚生部の部長とする。

④ 防災防犯委員（３名）……町内会会長、副会長、会計の３名が兼務する。

※規約第１５条に掲げる防災防犯部の部長は町内会会長がこれを兼務する。

⑤ 年少担当委員（２名）……子ども会会長＋他１名

※他１名は子ども会関係者であることを妨げない。

⑥ 体育文化委員（２名）……特に規定なし。三成地区体育協会理事を充てるかは問わない。

※専門部及び専門委員の設置は、町内会活動に関わる人の輪を広げ、会を活性化することにある。上記のような専門委員の構成とするのは次のような意図による。例えば、始めは保健推進委員なら保健推進員（尾道市長により委嘱）が専門委員に就くなど、他団体から委嘱されている方がそのまま役割を担うことになると思うが、ゆくゆくはそうでない方も委員になって頂くことが会の活性化につながると考える。

※第１１条（役員の種別及び選任）については次のように変更する。

規約案では第１１条において「専門部長」及び「各部長」と、「部長」と表記していたが、部長が複数名となっているのは不合理であるので、部長と表記している部分は委員と改める。

第３号議案について（回答）

議案の趣旨から町内会会員が氏子費の支払いを強制されることはあってはならないことであり、したがって町内会組織と神社の氏子集団組織を分離し別組織とすることは絶対条件である。

意見にもあったようにそのような体制にすることは地域共同体の弱体化や伝統文化の衰退につながる、それゆえ分離には反対であるとのことであるが、氏子費の一律徴収は「信仰の自由」「思想信条の自由」という基本的人権にかかわる問題であるから、そのような反対理由に対して優先されるべき問題である。また地域共同体、伝統文化をどう守っていくかは町内会としても重要な課題であると認識しているが、そのことはやはり組織分離をした上で別途考えるべきである。

「町内会として神社の存続を支援するという形もある」という意見については、組織分離したうえで最低限次の２点で協力することは可能と考える。１点目は議案にもある通り、神社の氏子費（負担金 or 寄附金）の徴収についてその集金業務を氏子集団が町内会側に委託して町内会費と氏子費を同時に集金する形をとる。その形をとれば従前とほとんど手間は変わらない。また現在町内会が氏子の立場で行っていることのうち重要なことは祭りへの参加、特に神輿への参加とその補助であるが、それについては、第４号議案の任意登録団体として、「神輿愛好会（仮称）」を結成しそこへの助成をするという形で町内会として現在と変わらず神輿については協力できるものと考えている。さらに任意登録団体となれば、第４号議案第２条の通り、備品・設備の使用、回覧板・掲示板への掲載が権利として認められ、これも従前どおりである。